

# オンラインによる委員会出席に係る運営上の取扱いについて（案）

神奈川県議会委員会条例（以下「条例」という。）第 11 条の 2 第 1 項の規定により、オンラインによる方法によって発言その他の行為を行う（以下「オンライン出席」という。）委員（以下「オンライン出席委員」という。）がある委員会の運営についての取扱いは、次のとおりとする。

## 1 オンライン出席を行いたい委員の申出

(1) 条例第 11 条の 2 第 1 項の規定により、委員会において、オンライン出席を希望する委員は、原則として、当該委員会開催日の、前日（休日を除く。）の正午までに、オンライン出席申出書（別記様式）を委員長あて提出するものとする。

なお、委員長及び副委員長は、原則として、オンライン出席をすることができないものとする。

(2) 委員長は、前号の申出書を提出した委員について、条例第 11 条の 2 第 1 項に掲げる事由により、委員会を招集しようとする場所（以下「参集場所」という。）に参集することが困難と認めるときは、これを許可するものとする。

なお、委員長は、許可に当たり、あらかじめ委員等の意見を聴くことができるものとする。

## 2 オンライン出席委員の対応

(1) オンライン出席委員は、委員会に関係しない映像や音声が入り込まず、自らの発言が参集場所に明確に伝わるよう努めなければならないものとする。

(2) オンライン出席委員は、議長から貸与された情報通信機器（以下「貸与端末」という。）を使用して委員会に出席するものとする。ただし、貸与端末がオンライン出席委員の手元にない場合は、オンライン出席委員が所有する情報通信機器（以下「所有端末」という。）を使用することができるものとする。

(3) オンライン出席委員が、前号ただし書により使用する所有端末は、神奈川県議会議会ネットワーク管理要領第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じたセキュリティ対策を講じたものでなければならないものとする。

(4) オンライン出席に要する費用は、オンライン出席委員の負担とする。

## 3 委員会における採決

委員長は、神奈川県議会会議規則第 96 条第 2 項の規定により問題の可否を諮るときは、必要に応じて、参集場所にいる委員の可否を確認した後、オンライン出席委員の可否を 1 人ずつ確認し、その数により可否の結果を宣告することができるものとする。

別記様式

## オンライン出席申出書

年 月 日

委員会委員長 殿

委員 ( 氏 名 )

神奈川県議会委員会条例第11条の2第1項の規定により、オンラインによる方法によって委員会に出席したいので、申し出ます。

1 委員会開催日

年 月 日

2 理由

3 出席場所

自宅 ・ その他 ( )

4 使用する情報通信機器

貸与端末 ・ 所有端末 ( パソコン ・ タブレット端末 ・ スマートフォン ・ その他 ( ) )

5 メールアドレス (オンライン出席に必要な情報等の送付先)

6 電話番号 (通信環境に不具合が生じた際等の緊急連絡先)